

令和4年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

【憲法】

以下の【設例】を読み、下記の【設問】に答えなさい。

【設例】

Xは、平成17年、F市交通局の職員としてF市に採用され、それ以来、F市営地下鉄の運転業務に従事していたが、平成25年ごろから髭（ひげ）を生やし始め、平成30年ごろからは口元（上唇の上部）及び頬の下等に、常時ひげを生やしている状態にあった。これに対し乗客から、職員の髭等の身だしなみの乱れを指摘する旨の苦情が複数回寄せられ、視察に来たF市鉄道事業本部長からも同様の指摘があった。

そこでF市交通局は、Xに対し、平成30年に制定された「職員の身だしなみ基準」（【参考法令等】で後掲。以下「本件身だしなみ基準」という。）に基づき、ひげを剃って業務に従事するよう求める旨の職務命令又は指導（以下、「本件職務命令等」とする。）を行ったが、Xはこれに従わなかった。そのためXは、もっぱらこのことを理由として、令和2年度及び令和3年度の各人事考課において低評価の査定を受けた。なおXの勤務態度は真摯であり、乗客への対応や車両の運行業務にとくに問題は認められなかった。

そこでXは、F市交通局が本件身だしなみ基準（第2 頬・髭（男性））を制定したことが、Xのひげを生やす自由を不合理に制約するものであって、国賠法上違法である旨を主張しようと考え、旧知の弁護士Pのもとに相談に訪れた。

【設問】

あなたが弁護士Pであるとする。国賠法上の違法を基礎づけるためにいかなる憲法上の主張を行うべきか、被告となるF市の反論も想定しつつ、Xにアドバイスを与えなさい。

（50点）

【参照法令等】

■F 市職員基本条例（平成 24 年 6 月 1 日施行）

（倫理原則）

第 4 条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

2 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚して、公正に職務を遂行し、その職務や地位を私的利害のために用いてはならず、また、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

（職員倫理規則）

第 8 条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

■F 市職員倫理規則（平成 23 年 12 月 2 日制定、平成 24 年 6 月 22 日改正）

第 2 条

2 条例第 8 条 2 項の服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員が遵守すべき事項は、次に掲げる事項及び次条の規定により行ってはならないとされた行為を行わないこととする。

（8）勤務時間中は、次に掲げる事項に留意すること

- ア 常に清潔な身だしなみを心がけること
- イ 市民の対応を行うときは、名札を着用すること
- ウ 身体に入れ墨（眉、唇その他の顔面の一部に施される化粧に類似するものを除く。
以下同じ。）がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市民に不快感を覚えさせないようにすること

■F 市交通局鉄道乗務員執務要領（平成 30 年 5 月 10 日改正後）

（服装）

第 5 条 乗務員は、制服・制帽を着用し、常に服装の整正及び容姿の端正に心掛けるとともに、「職員の身だしなみ基準」に留意し、乗客に好感を与え、かつ、その信頼を得るよう努めなければならない。

■職員の身だしなみ基準（平成 30 年 5 月 10 日）

第 2 顔・髭（男性）

髭は伸ばさず綺麗に剃ること。（整えられた髭も不可）

■「職員の身だしなみ基準の制定について」F市交通局運輸部長通知(平成30年5月10日)

2 指導教育の方法

(1) 各職員に対し、別紙の基準のとおり開始日までに身だしなみ基準を満たすよう指示する。

(2) 点呼等において各職員の身だしなみについて確認し、必要に応じて指導する。身だしなみの是正が容易であれば、当該職員に即座に是正させる。

(3) 指導に従わない場合においても繰り返し指導を行う。度重なる指導にも関わらず改善が見られない場合は、管理課まで報告を行うとともに、人事考課への反映も行う。

3 指導に従わない職員への対応

当該職員の身だしなみの態様、業務内容等を総合的に勘案し、必要に応じた対応を行う。

4 適用開始日

平成30年6月1日

ただし、平成30年6月1日～7月30日は周知徹底の期間とし、人事考課への反映は行わない。

令和4年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

【民法】

次の設例を読んで問題に答えよ。

【設例】

Xは甲土地（市場価値2000万円）を所有していた。2021年3月ごろ、Xは資産運用のため甲を賃貸に出したいと考えたが、高齢であったため、自ら取引をすることに困難を感じた。そこで、Xは自分の子であり既に独立しているYに対して、Xのために甲を誰かに貸してくれるよう頼んだ。Yがこれを引き受けたため、XはYに対して、甲に関する一切の書類やXの実印が入った金庫の鍵を渡した。

しかしYは、金に困っていたため、密かに甲を売却してその代金を自分のために使おうと考えた。そこでYは、預かった実印を用いて、Xに無断で、XからY宛の、甲の売買に関する委任状を偽造した。2021年4月1日、Yはこの偽造した委任状を用いてXの代理人だと偽り、事情を知らない個人Zとの間で、甲を売却する交渉を開始した。Zは2021年5月1日に一度だけY同席の下でX宅を訪問したが、その際、Xはちょうど体調がすぐれなかつたので、簡単な挨拶を交わしただけで取引内容の話題に入ることなく「とにかく甲のことについては全部Yに任せておりますから」といって寝室に戻ってしまい、その後ZはXと会うことはなかった。2021年6月1日、YとZの間で、Xが甲をZに対して2000万円で譲渡する旨の契約書が作成された。同日、ZからYに対して現金2000万円が支払われ、XからZへの甲の所有権移転登記の手続がなされた。Yはこの現金全額を自分の借金の返済に充てた。

現在は2022年1月1日である。Xは現在になってYの上記行為に気が付いた。

【問題】

(1) Xが【設例】でのYによるZとの契約締結を追認した場合の、XZ間及びXY間の法律関係について論ぜよ。YZ間の関係については触れなくてよい。(25点)

(2) Xが【設例】でのYによるZとの契約締結の追認を拒絶した場合の、X・Y・Zの間の法律関係について論ぜよ。(25点)

令和4年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

【刑法】

- 以下の設問に全て答えよ。

I 次の学説を説明せよ。(各 10 点)

- (横領罪の本質に関する) 領得行為説
- (緊急避難の本質に関する) 違法阻却一元説

II 次の事例において、A、C 及び D の行為は刑法上どのように評価されるか。(30 点)

甲株式会社の社員 A は、日頃から恨みに思っている同僚の B を殺害しようと思い、B が席を外した隙に、B が愛用している水筒の中に、致死量の毒物を投入した。この毒物は、遅効性であって、摂取後 6 時間で死に至るものであった。席に戻った B は、そうとは知らず、水筒のお茶を飲み干した。

B の死亡予定時刻が迫ってくるにつれて、A は、だんだん怖くなり、やはりこのようなことをすべきではないと思い至った。そこで、B が水筒のお茶を飲み干してから 5 時間後、A は B に全てを打ち明けて、謝罪した。その一方で、A は、119 番通報をし、毒の種類、投与時間等、詳細に伝えた上で、救急車の派遣を要請した。

119 番通報の 10 分後、救急隊が到着、隊長 C が運転する救急車は、A の付き添いの下、B をストレッチャーに乗せて、最寄りの乙救急病院に急行した。搬送中、A は、110 番通報し自己の罪を告白するとともに、終始、B を励まし続け、献身的に行動していた。

甲株式会社から乙救急病院までは、車で約 30 分の距離であった。しかしながら、もう 1 人の救急隊員 D が乙救急病院までのカーナビ設定を間違えたため、B は、水筒のお茶を飲み干してから 6 時間後、乙救急病院に到着することなく、救急車内で死亡した。なお、仮に救急車が甲株式会社から乙救急病院に直行していたとすれば、十中八九、B の救命は可能であった。

令和4年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

【商法・会社法】

次の文章を読み、【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

甲株式会社（以下、「甲社」とする。）の発行済株式総数は1000株であり、Aが40株、Bが300株、Cが200株、Dが100株を有していた。甲社の取締役はAのみであり、監査役は設置していなかった。甲社の経営状況は良好であった。

20XX年2月1日、AはB及びCに対して、電話により、同月10日に甲社会議室において臨時株主総会を開催することを伝えた。同月10日、甲社の臨時株主総会が開催され、Aの報酬を、同月より月額80万円から100万円に増額する旨の決議が、出席者全員の賛成によりなされた（以下、この決議を「決議①」とする。）。

決議①に従い、同年2月以降、Aには月額100万円の報酬が支払われていた。これに對して、決議①を知って、Aの報酬の増額を認めるべきではないと考えたDは、同年4月5日、Aに対して、報酬額を元に戻すことと、既に支払われた増額分について甲社に返還することを求めた。しかし、Aはそれを拒んだ。

【設問1】(30点)

Dが、Aの報酬額を元に戻し、既に支払われた増額分の甲社への返還を求めるための会社法上の手段と、その帰趨（請求が認められるかなど）について検討しなさい。

同年10月、Aは、友人が経営する会社の窮状を救うために、甲社を代表して、意図的に甲社にとって不利益な取引（以下、「本件取引」とする。）を行い、その結果、甲社に1000万円の損害を与えた。

同年11月5日、適法に開催された甲社の定時株主総会において、本件取引に基づくAの甲社に対する損害賠償責任の額は1000万円であり、そのうち800万円を免除する旨の決議（以下、「決議②」とする。）がなされた。この決議にA・B・Cは賛成したが、Dは反対していた。

同月20日、決議②を前提に、Aは甲社に対して200万円を支払った。同日、DはAに対し、さらに800万円を支払うように求めたが、Aはそれを拒んだ。

【設問2】(20点)

Dが、本件取引に基づくAの甲社に対する責任として、さらに800万円の支払いを求めるための会社法上の手段と、その帰趨（請求が認められるかなど）について検討しなさい。

令和4年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

【民事訴訟法】

【問題】以下の【設例】を読んで、【設問】に解答しなさい。

(配点 問1：10点、問2：(1) 20点、(2) 20点)

【設例】

貸主Xと借主Yとのあいだでなされた1000万円の金銭消費貸借契約をめぐって、XはYに対し貸金の返還を求める訴訟を令和3年7月に提起した。訴状においては、「返済期限を令和2年11月末日と約したにもかかわらず、支払期日を7ヵ月過ぎても未だ全く返済がされていない」旨の記載がされていた。

Yは、上記の訴状の送達を受けて、答弁書において、「Yへの貸付金のうち、500万円はすでに返済しているはずであるからその部分の支払義務はなく、それゆえ、Xの請求の一部については理由がなく棄却されるべきである」旨を記載し提出した。

【設問】 *問1、問2は相互に関連しないものとして解答すること。

問1 【設例】の訴訟の第1回口頭弁論期日には、Xおよびその訴訟代理人は欠席し、Yは出席した。その期日において、Yは答弁書での陳述内容に加えて、支払済みの貸金の金額は500万円ではなく、700万円である旨の主張をした。第1回口頭弁論期日におけるYによるこのような主張は許されるかを説明しなさい。

問2 【設例】の訴訟の審理について、第1回口頭弁論期日において訴状および答弁書記載のとおりの事実主張がされた後、弁論準備手続に付された場合について解答しなさい。

(1) 弁論準備期日においてXはYの答弁書記載の事実を争ったまま弁論準備手続は終了した。その後の口頭弁論期日において、Yはあらためて支払済みの代金額は500万円ではなく、700万円である旨の主張をした。このYの主張は許されるか、許されるとすればその要件はどのように考えられるかを説明しなさい。

(2) 弁論準備期日においてXはYの答弁書記載の事実を認めて弁論準備手続は終了した。その後の口頭弁論期日において、Xはあらためて支払済みの代金額は500万円ではなく、300万円である旨の主張をした。このXの主張は許されるか、許されるとすればその要件はどのように考えられるかを説明しなさい。

令和4年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

【行政法】

以下の6項目から4項目を選び、何番の問題を解答するか番号を明記した上で、それぞれ10~15行程度で説明しなさい。できるだけ具体例を挙げ、代表的な判例があるときは判例にも言及すること。(配点50点)

- 1 公法・私法二元論の現代における意義
- 2 法規命令と行政規則とを区別することの意義
- 3 行政手続法における受理概念の否定
- 4 行政法の一般原則としての信義誠実の原則
- 5 抗告訴訟における处分性の拡大傾向とそのメリット及びデメリット
- 6 実質的当事者訴訟としての確認訴訟

令和4年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

【刑事訴訟法】(配点50点)

次の文書は、最高裁平成30年7月3日決定からの抜粋である。これを読んで以下の各間に答えよ。

「刑訴法299条の4は、検察官が、ア証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人（以下「証人等」という。）の尋問を請求するに際し、イ相手方に対し、証人等の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、証人等又はその親族に対する加害行為等のおそれがあるときには、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、1項において、弁護人にその証人等の氏名及び住居を知る機会を与えた上でこれらを被告人に知らせてはならない旨の条件を付す等の措置（以下「条件付与等措置」という。）をとることができるとし、2項において、条件付与等措置によっては加害行為等を防止できないおそれがあるときには、被告人及び弁護人に對し、その証人等の氏名又は住居を知る機会を与える措置（以下「代替開示措置」という。）をとることができるなどとするものである。

刑訴法299条の5は、1項において、被告人又は弁護人は、検察官のとった措置に不服があるとき、裁判所に対して裁定請求をすることができるとき、3項において、裁判所は、裁定請求について決定をするとき、検察官の意見を聴かなければならぬとき、4項において、裁判所の決定に不服があるとき、即時抗告をすることができるなどとするものである。……

しかしながら、ア検察官は、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときには、条件付与等措置も代替開示措置もとることができない。さらに、検察官は、条件付与等措置によっては加害行為等を防止できないおそれがあるときに限り代替開示措置をとることができ。裁判所は、検察官が条件付与等措置若しくは代替開示措置をとった場合において、加害行為等のおそれがないとき、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき、又は検察官が代替開示措置をとった場合において、条件付与等措置によって加害行為等を防止できるときは、被告人又は弁護人の裁定請求により、決定で、検察官がとった措置の全部又は一部を取り消さなければならない。裁定請求があった場合には、検察官は、裁判所からの意見聴取において、刑訴法299条の5第1項各号に該当しないことを明らかにしなければならぬ、裁判所は、必要なときには、更に被告人又は弁護人の主張を聴くなどすることができるといふことができる。そして、裁判所の決定に対しては、即時抗告をすることができる。これらに鑑みれば、イ刑訴法299条の4、299条の5は、被告人の証人審問権を侵害するものではなく、憲法37条2項前段に違反しないといふべきである。」

問 1 刑事訴訟法が証人保護のために設けている制度として 299 条の 4 以外にどのようなものがあるかを、三つ以上列挙せよ。(10 点)

問 2 下線部 a のいう証人等の尋問につき、一般にどのような方式がとられているかを説明せよ。(5 点)

問 3 下線部 b のいう「証人等の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合」とは、いかなる場合かを説明せよ。(5 点)

問 4 下線部 c につき、憲法 37 条 2 項前段が証人審問権を保障している趣旨について説明せよ。(15 点)

問 5 波線部アにつき、条件付与等措置又は代替開示措置が被告人の防衛に実質的な不利益になる場合として、どのような状況が考えられるか述べよ。(15 点)